

第 3 部 耕 地

解 説

この部には、「作物統計調査」の結果から耕地面積と耕地の拡張・かい廃面積に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

耕地面積調査は、作物統計調査の面積調査として実施したものであり、農業の生産基盤となる耕地の実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効利用等の各種土地利用行政の企画立案及び行政効果の判定を行うための資料に活用することを目的としている。

全国の田耕地及び畑耕地を対象として調査を行っており、耕地の種類別面積については、平成30年7月15日現在について対地標本実測調査を行い、この結果に基づいて推定した。

また、耕地の種類別の拡張及びかい廃面積については平成29年7月15日～平成30年7月14日の間について職員又は統計調査員による巡回・見積り、職員による情報収集によって把握した。

2 定義及び用語の解説

- (1) 耕地
農作物の栽培を目的とする土地で、けい畔を含む。
- (2) 本地
直接農作物の栽培に供される土地で、けい畔を除いた耕地をいう。
- (3) けい畔
耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畦(あぜ)のことで、田の場合はたん水設備となる。
- (4) 田
たん水設備(けい畔等)と、これに所要の用水を供給し得る設備(用水源・用水路等)を有する耕地をいう。
- (5) 畑
田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。
 - ア 普通畑
畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいうが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するもの及び1 a以上の集団性がない栽培形態であるものを含む。
 - イ 樹園地
畑のうち、果樹、茶等の木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいう。

なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。

ウ 牧草地

畑のうち専ら牧草の栽培に供されるものをいう。

(6) 耕地の拡張

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において、作物を栽培することが可能となっている状態をいう。

拡張は、荒廃農地、山林又は原野等からの開墾や自然災害からの復旧等によって生じる。田畑別に見た場合は、田畑転換によっても生じる。

(7) 耕地のかい廃

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいう。

かい廃は、自然災害や工場用地、道路・鉄道用地、宅地等への転用、耕地の荒廃等によって生じる。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じる。